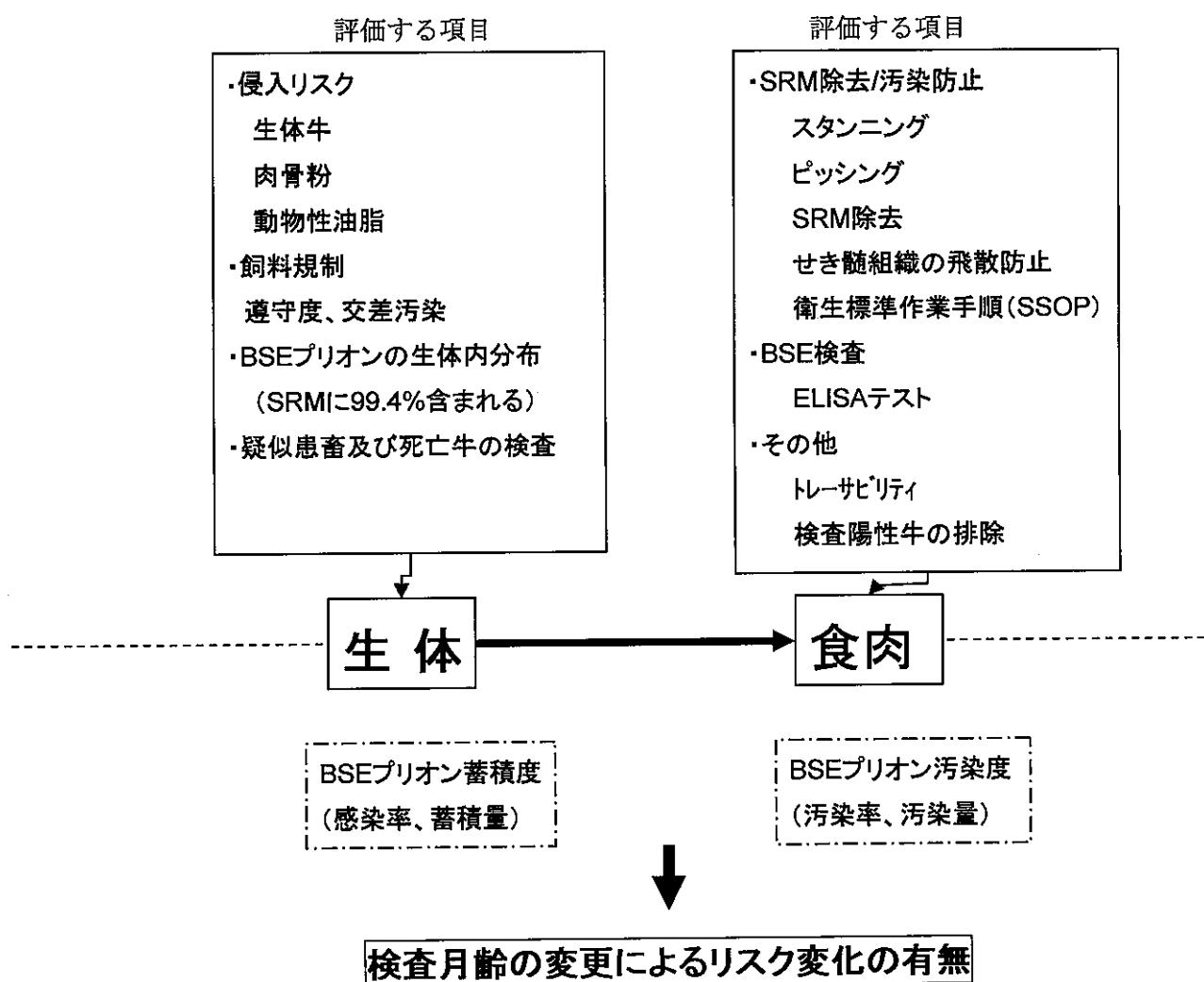


様に可能な限り定量的データに基づき判断するが、結果は定性的に評価する。評価する項目については図2に示した。

21ヶ月齢未満を検査しなかった場合に、リスクにどのような変化が生じるかを定性的に評価する。

その際に、定量的データがある部分はそれを参考にして順位付けし、データがない場合には専門家の意見を参考にする。

定性的リスク評価の考え方（図2）



3. 1. 2 定性的リスク評価の具体的方法

3. 1. 2. 1 生体牛のBSEプリオントロフィー蓄積度に関する項目

3. 1. 2. 1. 1 侵入リスク

我が国におけるBSEの発生は、2003年9月に公表された「BSE疫学検討チームによる

疫学的分析結果報告」²⁰⁾によれば、1980年代に英國、ドイツから輸入された生体牛、イタリアから輸入された肉骨粉及びオランダから輸入された動物性油脂に起因する可能性があるとして検討を行うとともに、カナダからも生体牛の輸入があったことを指摘している。

1990年7月に英國から生体牛の輸入を禁止し、その後BSE発生国からの生体牛の輸入を隨時禁止している。2001年10月には、全ての国からの肉骨粉の輸入を禁止した。また、輸入される飼料用動物性油脂は、不溶性不純物の含有量が重量換算で0.15%以下である油脂について、輸出国の証明書を添付することになった。2003年5月にカナダでBSEが発生した時点でカナダからも生体牛、食肉の輸入を禁止した。さらに2003年12月に米国でBSEが発生した時点で同様の措置がとられている（2003年10、11月に米国から生体牛を92頭輸入²¹⁾）。

従って、2005年3月現在で20ヶ月齢以下の牛が生まれた2003年7月以降は、生体牛、肉骨粉、動物性油脂の輸入による我が国へのBSEの侵入リスクは「無視できる」と考えられる。

3. 1. 2. 1. 2 飼料規制

1996年4月に反すう動物の組織を用いた肉骨粉等を反すう動物用飼料に使用禁止した通達が発出された。当該通達に基づく飼料規制の遵守状況について、2001年9月に全牛飼養農家へ立入検査を実施したところ、165戸の農家で肉骨粉等を給与していた²²⁾。しかし、追跡調査の結果BSE検査陽性牛は確認されなかった。肉骨粉の使用は2001年10月以降完全禁止されているが、2001年10月生（23ヶ月齢）と2002年1月生（21ヶ月齢）がBSE検査陽性となった。市場に残存している肉骨粉が使用されたか、牛の肉骨粉に汚染された他の畜種の肉骨粉が使用された可能性がある。配合飼料の肉骨粉汚染については2001年10月以降、飼料輸入業者、製造業者、販売業者、および牛飼養農家に対して立入検査を実施してきた。その結果、陽性例は認められなかった。

一方、輸入飼料については、2001年10月以前から飼料安全法に基づき、全ての飼料輸入業者に業者名、輸入飼料の種類等の届出が課せられている⁷⁾が、配合飼料の原料の多くは輸入に依存し、また国際的なBSE汚染の実態を把握しきれていないため、今後、届出事項として配混合飼料の原材料が追加されることとしている。

飼料の交差汚染に関して、2001年10月以前には牛肉骨粉を使用する豚・鶏用飼料の製造工程と同じ工程で牛用の配合飼料を製造している工場があり²³⁾、交差汚染の可能性は否定できない。2003年7月以降、牛用の飼料製造工程を専用化²⁴⁾（2004年10月末の専用化状況は、136施設のうち分離済み施設は96工場）し、2005年3月31日から完全実施する⁹⁾。2003年7月以降生まれでは肉骨粉使用の完全禁止後1年9ヶ月以上経過していることから、当時の肉骨粉が残存している可能性は低く、国内産肉骨粉の飼料への混入は「無視できる」。

従って、2003年7月以降に生まれた牛の、国産飼料に起因する交差汚染による感染率は、

非常に低く、蓄積量は、無視できると考えられる。しかし、海外で製造され輸入される配合飼料の交差汚染については検証されていない。

3. 1. 2. 1. 3 BSE プリオンの生体内分布

欧州委員会科学運営委員会の意見によれば、BSE プリオンの 99.4%が SRM に集中されているとされている²⁵⁾。昨年、BSE が確認された 94 ヶ月齢の死亡牛（国内 11 例目）の坐骨神経、脛骨神経等の末梢神経組織や副腎から、BSE プリオンたん白質がウエスタンブロット法により、検出された²⁶⁾。当該死亡牛から確認された BSE プリオンたん白質の量は、現在 SRM に指定されている三叉神経節よりも相当少ないレベルであった。なお、英國獣医学研究所の感染実験では、接種 32 ヶ月後の牛の末梢神経組織についての牛バイオアッセイで感染性は認められていない²⁷⁾。英國獣医学研究所が実施した感染実験の結果²⁸⁾から、投与後 6~18 ヶ月経過した牛の回腸遠位部、32 ヶ月経過した脳、せき臍、背根神経節、三叉神経節から感染性が確認されているが、SRM は全頭除去されていることから、措置の見直し前後における食肉の BSE プリオン汚染度リスクは非常に低いと考えられる。しかし、英國の実験で調べられた牛の数は 22 ヶ月目（3 頭）、26 ヶ月目（1 頭）、32 ヶ月目（2 頭）ときわめて少數であり、現在英國で進行中の大規模な実験結果により、新たな知見が加わる可能性もある。

3. 1. 2. 1. 4 疑似患畜の検査

疑似患畜の排除については、疑似患畜の定義、淘汰に関し、2001 年 10 月に規定された。これまで 720 頭（15 例目までの疑似患畜頭数）の疑似患畜牛が対象となつたが、BSE 検査陽性牛は検出されていない。

3. 1. 2. 1. 5 死亡牛の検査

死亡牛検査の実施については、2001 年 4 月にアクティブサーベイランスを開始、2001 年 9 月にサーベイランスを強化（中枢神経症状を呈した牛の検査と焼却を通知）、2004 年 4 月より 24 ヶ月齢以上の死亡した牛に対して検査を完全実施している。その結果、2001 年度 1,169 頭、2002 年度 4,314 頭、2003 年度 48,416 頭、2004 年 85,087 頭、計 138,912 頭（2005 年 1 月末時点）について BSE 検査が行われ、我が国最初の摘発例以外に 2005 年 3 月までに計 3 頭（国内 11 例目は 94 ヶ月齢、14 例目は 48 ヶ月齢、15 例目は 102 ヶ月齢）が摘発された¹⁵⁾。これらの牛はすべて焼却されている。また 2001 年 10 月以降、国内の肉骨粉は飼料としてその利用が禁止されているが、死亡牛検査の開始の遅れが、我が国の BSE 汚染状況の把握を困難にした。

以上のことから、2003 年 7 月以降生まれの生体牛の BSE プリオン蓄積度に関するリス

クは「非常に低い」～「低い」。

3. 1. 2. 2 食肉の BSE プリオン汚染度に関する検討項目

3. 1. 2. 2. 1 SRM の除去／汚染防止

3. 1. 2. 2. 1. 1 スタンニング

2004 年 12 月の時点で、93.1%のと畜場でスタンガンによるスタンニングを行っている¹⁷⁾。スタンニングにより血液中に中枢神経組織が流入するという報告がある²⁹⁾が、食肉への SRM の汚染率及び汚染量に関する定量的データはこれまで報告がなされていない。しかしながら、食肉への BSE プリオンの汚染度は「非常に低い」～「低い」と考えられる。

3. 1. 2. 2. 1. 2 ピッキング

ピッキングに関する定量的評価に必要なデータは十分に提出されていない。2004 年 12 月の時点で 71.9%のと畜場（頭数で約 80%）¹⁷⁾でピッキングを行っている。一般にピッキングによる食肉への SRM の汚染率は無視できないが、汚染量は少ないと考えられる。さらに、2003 年 7 月以降生まれの生体牛の BSE プリオン蓄積度に関するリスクは「非常に低い」～「低い」と考えられるので、この牛群に対するピッキングのリスクは、「非常に低い」～「低い」と考えられる。

3. 1. 2. 2. 1. 3 SRM 除去

2001 年 10 月から SRM の除去が義務づけられており、2005 年 3 月の時点で全てのと畜場で実施され、感染率の 99.4%が除去されていると考えられる。従って、SRM が確実に除去されれば、SRM 除去による食肉の BSE プリオンの汚染リスクは「非常に低い」と考えられる。

3. 1. 2. 2. 1. 4 せき臓組織の飛散防止

2005 年 1 月の時点で 6 施設（160 施設中）は背割りを行っていない³⁰⁾。背割りを行っている 154 施設のうちほぼ 100%（99.4%～100%）で飛散防止策を行っている³⁰⁾。また、せき臓の吸引除去後に背割りする施設は 125 施設（91.9%）¹⁷⁾である。せき臓吸引除去率は 52.5 ～ 99.1%³¹⁾であるが、背割り後の枝肉洗浄およびせき臓硬膜の除去により、せき臓片の汚染は肉眼的には 100% 除去されている¹⁷⁾。また、と畜検査員により、このことは確認されている¹⁷⁾。しかしながら、せき臓に含まれるタンパク質（GFAP）を指標とした検査の結果、微量の GFAP が枝肉下部の表面から検出される場合がある³²⁾。BSE 陽性牛はすべて廃棄され、また、せき臓除去および枝肉洗浄により、食肉の BSE プリオンの汚染リスクはかなり低減されている。以上から、せき臓による食肉の BSE プリオンの汚染リスクは「非常に低い」と考えられる。

3. 1. 2. 2. 1. 5 衛生標準作業手順 (SSOP)

2005年1月の時点でSSOPを定めている施設は155施設(93.4%)³⁰⁾である。

SSOPが定められていないことによる食肉のBSEプリオンの汚染度を評価することは困難であるが、「低い」と考えられる。

3. 1. 2. 2. 2 と畜検査

3. 1. 2. 2. 1 ELISA テスト

我が国では、2001年5月よりと畜場でリスク牛の検査を開始し、2001年10月から全てのと畜牛を対象にELISAによるスクリーニング検査の後、ウエスタンプロット法、免疫組織化学検査、そして病理検査を用いて確認検査を実施している。我が国において約424万頭(2005年3月15日現在)の牛を検査した結果、確認された11頭のBSE検査陽性牛のうち、21、23ヶ月齢のBSE検査陽性牛のBSEプリオン蓄積量は、ウエスタンプロット法で比較した場合、我が国で確認されたその他のBSE検査陽性例に比べて少なく、500分の1から1,000分の1と推定される³³⁾。(現在のELISA試験の検出感度は1m.i.c. LD₅₀とみなすことができる⁴⁴⁾。一方、その他のBSE検査陽性例のBSEプリオン蓄積量は500~1000m.i.c. LD₅₀とみなすことができる。)見直し後、検査月齢を全月齢から20ヶ月齢以下の牛を検査対象から外す場合、2003年7月生まれ以降の牛で検査陽性例が見いだされるとしたら、その蓄積量は検出限界(約1m.i.c. LD₅₀)と考えられる。

3. 1. 2. 2. 3 その他

3. 1. 2. 2. 3. 1 トレーサビリティ

トレーサビリティ制度は2002年1月から開始され、2003年12月から生産段階で義務化され、2004年12月からは流通段階においても義務化された⁷⁾。これにより、2003年7月以降に生まれた牛に関して、個体の識別は可能となり、2003年7以前に生まれた牛の混入による食肉へのBSEプリオンの汚染度は「無視できる」。

3. 1. 2. 2. 3. 2 検査陽性牛の排除

2001年10月以降、検査実施要領³⁴⁾に基づき、適切にBSE検査を実施し、BSE検査陽性牛を排除しており、2003年7月以降生まれた牛に関して、食肉へのBSEプリオンの汚染度は「無視できる」と考える。

以上のことから、2003年7月以降生まれの牛由来の食肉のBSEプリオン汚染度に関するリスクは「無視できる」~「非常に低い」。

3. 1. 3 BSE検査対象月齢の見直しに伴う定性的リスク評価

3. 1. 2. 1 生体牛のBSEプリオン蓄積度に関する項目および3. 1. 2. 2 食